

# 指名競争入札における入札金額の積算内訳書等の提出に関する取扱要領

(平成20年1月25日管理者決裁)

## (趣旨)

**第1条** この要領は、入札参加業者の真摯な見積を促し、もって業者の積算能力の向上に資するため、また、適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注や談合防止の観点などから、入札参加者全員に入札金額の積算内訳書等の提出を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (積算内訳書等の持参義務)

**第2条** 入札参加者は、工事及び工事に係る業務委託の全ての指名競争入札において、初度入札時に、初度入札金額に対応した積算内訳書を持参しなければならない。

2 前項に掲げるほか、予定価格が千万円以上の工事の指名競争入札において、入札参加者は、仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱（平成7年7月18日管理者決裁）第8条第3項、同条第4項及び第9条第2項に定める工事費構成費目内訳書を持参しなければならない。

## (積算内訳書等の提出)

**第3条** 工事の指名競争入札において、入札参加者は、初度入札の入札書とともに、初度入札金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。

2 前項に規定する積算内訳書の提出がない場合は、当該入札を無効とする。

3 予定価格が千万円以上の工事の指名競争入札において、工事請負契約に係る失格基準取扱要綱（平成19年4月1日管理者決裁）第4条第1項に規定する総額判断基準価格を下回る入札があった場合、入札執行者は、当該総額判断基準価格を下回った者から、工事費構成費目内訳書の提出を求めるものとする。

4 前項に規定する工事費構成費目内訳書の提出がない場合は、当該入札を無効とする。

5 工事に係る業務委託の指名競争入札において、契約担当課が必要と認める場合は、当該入札参加者は、初度入札の入札書とともに、初度入札金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。

6 第1項及び第5項の規定により提出された積算内訳書について、当該積算内訳書の金額が入札金額と一致しない場合は、当該入札を無効とする。

## (委任)

**第4条** この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、財務課長が別に定める。

## 附 則

### (実施期日)

1 この要領は、平成20年1月28日から実施する。

### (経過措置)

2 この要領の規定は、平成20年1月28日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の「入札金額の積算内訳書等の提出に関する取扱要領」は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成24年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の入札金額の積算内訳書等の提出に関する取扱要領は、平成24年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月24日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成27年4月24日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の指名競争入札における入札金額の積算内訳書等の提出に関する取扱要領は、平成27年4月24日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月30日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。